参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	戦略三文書の策定と安全保障政策の歴史的転換への始動 -第211回国会(常会)における防衛論議の焦点-
著者 / 所属	沓脱 和人・藤川 隆明・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459 号
刊行日	2023-8-2
頁	113-128
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230802.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

戦略三文書の策定と安全保障政策の歴史的転換への始動

— 第211回国会(常会)における防衛論議の焦点 —

沓脱和人藤川隆明奥利匡史

(外交防衛委員会調査室)

- 1. はじめに
- 2. 戦略三文書をめぐる議論
- 3. 自衛官定数とFMS調達に係る議論
- 4. 他国部隊との協力促進に関する議論
- 5. 防衛産業の基盤強化に関する議論

1. はじめに

2023年1月23日、岸田総理は、第211回国会(常会)冒頭の施政方針演説において、2022年12月に策定した国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画(以下、「戦略三文書」という。)について、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、いざという時に、国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、十分な守りを再構築していくための防衛力の抜本的強化を具体化した」と述べるとともに、5年間で43兆円の防衛予算を確保し、相手に攻撃を思いとどまらせるための反撃能力の保有、南西地域の防衛体制の抜本強化、サイバー・宇宙など新領域への対応、装備の維持や弾薬の充実、海上保安庁と自衛隊の連携強化、防衛産業の基盤強化や装備移転の支援、研究開発成果の安全保障分野での積極的活用などを進める決意を示した。その上で、日本の安全保障政策の大転換としての今回の決断は、憲法、国際法の範囲内で行うものであり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての我が国の歩みをいささかも変えるものではないことを強調した」。

第211回国会においては、戦略三文書の内容を中心に活発な議論が行われ、とりわけ戦略

¹ 第211回国会参議院本会議録第1号2~3頁(2023.1.23)

策定の前提となった極めて現実的なシミュレーションの想定や反撃能力の保有、自衛隊の持続性・強靱性や人的基盤の強化等の議論が交わされた。あわせて、同国会においては政府から提出された防衛省設置法改正案²、日豪・日英部隊間協力円滑化協定³及び両実施法案⁴、開発生産基盤強化法案⁵、防衛財源確保法案⁶についても精力的な議論が交わされた。本稿は、こうした第211回国会における主な防衛論議を紹介するものであり、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

2. 戦略三文書をめぐる議論

(1) 戦略三文書策定の前提となった「極めて現実的なシミュレーション」の内容

防衛省は、従来より、将来の防衛力の在り方を検討する過程で自衛隊の能力を評価するためのシミュレーションを行い、防衛力の不足等を検証しているところ、今般の戦略三文書の策定に当たっては、中国、北朝鮮、ロシアといった周辺の軍事動向や将来の技術的水準の動向等を踏まえつつ、想定される各種事態への対応について能力評価等の様々な分析を行ったとした。その上で具体例として、侵攻部隊によるミサイル攻撃、戦闘機等による航空侵攻、艦艇部隊による海上侵攻といった状況を想定し、我が国への侵攻に対処するために不十分な自衛隊の機能、能力の評価に加えて、宇宙、サイバー、電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称な戦い方、ハイブリッド戦のような新たな戦闘様相を踏まえた将来の防衛力の検討等の様々なシミュレーションを行ったと説明したで。

国会審議では、同シミュレーションにおいて中国の日本への攻撃を想定したか、また、限定的な集団的自衛権を発動する事態(存立危機事態)の想定はなされたかとの質疑がなされた。これに対して政府は、特定の国・地域を脅威とみなして、これに軍事的に対抗していくという発想に立っているものではないと述べる⁸とともに、最も烈度が高い武力攻撃事態を前提にシミュレーションをしたと説明し⁹、存立危機事態における対応能力の検証を目的としたシミュレーションは行っていないとした¹⁰。

なお、今後の国家防衛戦略に基づく防衛力整備が、我が国に対し侵略を行うことができる軍事力のみに着目し、これをもって脅威とみなし、このような軍事的脅威に対応できる

² 正式名称は「防衛省設置法の一部を改正する法律案」。

³ 正式名称は「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」及び「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」。

⁴ 正式名称は「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案」及び「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案」。

⁵ 正式名称は「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」。

⁶ 正式名称は「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」。なお、同 法案は衆議院においては財務金融委員会、参議院においては財政金融委員会に付託された。

⁷ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号4頁(2023.3.30)川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

⁸ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号(2023.5.9)川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

⁹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号(2023.5.9)川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

¹⁰ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第7号7頁 (2023.4.13) 浜田靖一防衛大臣答弁

防衛力を整備するという脅威対抗の考え方に立つのかどうかについての質疑もなされた。 浜田防衛大臣は、「我が国の防衛政策、防衛力整備は、特定の国や地域を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想に立つものではないとの考え方については従来から一貫している」とした上で、1976年の防衛計画の大綱において基盤的防衛力¹¹構想を採用した後、2010年の防衛計画の大綱においてこれによらないこととし、さらに、2013年の防衛計画の大綱以降、厳しさを増す安全保障環境を現実のものとして見据え、真に実効的な防衛力を構築することとしてきたと経緯を説明し、今回の国家防衛戦略及び防衛力整備計画もこれまで進めてきた実効的な防衛力を構築するとの考え方に沿って防衛力強化の努力を加速して進めていくものであり、基本的な考え方は変更していないとの認識を示した¹²。

(2) 反撃能力の保有

岸田総理は、反撃能力の保有について、米国の打撃力の使用を伴う作戦に従事することは引き続き想定されるが、今後は米国の打撃力に完全に依存するということではなくなり、反撃能力の運用についても他の個別の作戦分野と同様に日米が協力して対処していくことが想定されるとの考えを述べるとともに、日米の役割分担で例えられる盾と矛について政府として確立した定義があるわけではないが、反撃能力はミサイル攻撃から国民の命を守る盾のための能力であると認識しているとの見解を述べた¹³。なお、政府は国会審議に当たり、反撃能力に関する以下のイメージ図を国会に示した。



図表1 反撃能力のイメージ

^{......}

¹¹ 基盤的防衛力について政府は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗することを目指すよりも、我が国自らが、力の空白になって周辺地域の不安定要因とならないようにすべきであるとの基本的な考え方に基づいて独立国として必要最小限度の基盤的防衛力を整備しようとするものと説明している(第123回国会衆議院予算委員会議録第17号12頁(1992.3.13)宮下創平防衛庁長官答弁)。

¹² 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号(2023.5.9)

¹³ 第211回国会参議院予算委員会会議録第2号6頁(2023.3.1)

このほか反撃能力の保有14に係る主な国会論議は以下のとおりである。

ア 反撃能力と専守防衛の整合性

反撃能力と専守防衛の整合性について質された岸田総理は、専守防衛とは、相手から 武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にと どめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神 にのっとった我が国の防衛の基本的な方針であり、反撃能力も、弾道ミサイル等による 攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない 必要最小限の防衛の措置として運用されるものであることから、専守防衛の範囲内であ り整合性が取れていると説明した¹⁵。

イ 反撃能力が国際法違反の先制攻撃につながる懸念

反撃能力が先制攻撃につながらないための担保について問われた浜田防衛大臣は、反撃能力を含む武力の行使について、武力攻撃事態に至ったときには、事態対処法上の手続の観点から、事態の経緯、事態の認定及び武力行使が必要であると認められる理由、対処に関する全般的方針、対処措置に関する重要事項について対処基本方針として閣議決定を行い、国会の承認を求めることとなっていると述べた。加えて、その際に武力の行使の三要件の第一要件である武力攻撃の発生についても判断されるほか、個別の事態の状況に応じ、反撃能力を含めた一連の武力の行使が必要である理由を記載していくこととなり、これにより国会承認の判断に必要な情報が提示されることで国会の関与を経て反撃能力が運用されるとの見解を示した¹⁶。

ウ 反撃能力を行使する際の相手側の攻撃着手の判断

従来政府は、敵基地に対する攻撃は、我が国への現実の攻撃が発生していない時点でも、相手方が攻撃に着手した段階で可能であるとの見解を述べているところ、今般、岸田総理は、反撃能力の行使に関し、現実の問題として相手側のミサイルの発射、特に第一撃を事前に察知し、その攻撃を阻止することは難しくなってきていることは事実と述べた上で、「国家安全保障戦略等においても、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力を保有すると記載した」と説明した「「同答弁は、第一撃はミサイル防衛網により迎撃し、第二撃以降を防ぐために反撃能力を保有するとしており、第一撃に対する着手の判断の議論の意味を問うているようにも受け止められる。

エ ミサイル攻撃がない場合の反撃能力行使の可能性

ミサイル攻撃がなくても反撃能力を行使し得るのかを問われた浜田防衛大臣は、ミサイル攻撃への対応が現実的課題と整理しており、我が国に侵攻を試みる戦闘機や艦艇等への対応は、一般的に日本の航空、海上アセットや地対空、地対艦誘導弾により、相手

¹⁴ 反撃能力保有の方針を含む国家防衛戦略及び防衛力整備計画の内容等については、今井和昌・藤川隆明「新たな国家安全保障戦略を踏まえた防衛力の抜本的強化-国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要-」『立法と調査』No. 453 (2023. 2.8) 81~96頁を参照されたい。

¹⁵ 第211回国会参議院本会議録第18号 (2023.4.26)

¹⁶ 第211回国会参議院予算委員会会議録第5号26頁 (2023.3.6)

¹⁷ 第211回国会衆議院本会議録第15号6頁(2023.4.4)

の領域外で行うということが基本になると答弁しつつ¹⁸、政府は、「将来の技術革新の可能性などによっては、攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として反撃能力を行使しなければならない状況が弾道ミサイルによる攻撃以外にもあり得ることは否定できない」と答弁した¹⁹。

(3) 自衛隊の持続性・強靱性及び人的基盤の強化

浜田防衛大臣は、防衛力の抜本的強化に当たり、可動率向上、弾薬、燃料の確保、施設の強靭化の加速は、現有装備品を最大限に活用するための取組として今後5年間の最優先課題であると述べるとともに、人的基盤の強化についても重視し、女性隊員が更に活躍できる環境の醸成や定年退職した自衛官の再任用など各種施策を進めることにより、防衛力の中核である自衛隊員の人材確保をしっかりと行う旨の方針を述べた²⁰。

自衛隊施設の強靱化に関して政府は、防衛力整備計画において、主要な装備品や司令部等を防護し、粘り強く戦う態勢を確保するために、主要司令部等の地下化、構造強化、電磁パルス攻撃の対策等を実施することを紹介した²¹上で、浜田防衛大臣は、今後5年間で約4兆円を掛けて自衛隊施設の強靱化を集中的に実施し、おおむね10年後には全国約300の自衛隊施設全てに対して措置ができるように進めたいとの考えを述べた。また、今後の弾薬庫の整備について問われた浜田防衛大臣は、自衛隊の十分な継戦能力の確保、維持を図る必要があることから、必要十分な弾薬を早急に保有するとした上で、2023年度予算において、陸上自衛隊大分分屯地や海上自衛隊大湊地方総監部における火薬庫等の新設、大湊地方総監部、祝園分屯地及び呉地方総監部における調査に関する経費を計上しており、その後、2027年度までに火薬庫の整備に係る計画として70棟程度を措置し、おおむね10年後までに更に60棟程度の整備を目標としていると説明した²²。

人的基盤の強化については、今般の防衛力整備計画において自衛官の総定数(247,154人)が維持されている。この点、政府は「防衛力の抜本的強化に向けて、新たな装備品の取得のほか、サイバー、宇宙分野等の要員の増強が必要となるところ、その対応には防衛省自らが大胆な資源の最適配分に取り組むことが不可欠」との見解を述べた上で、「既存部隊の見直し、民間委託等の部外力の活用、戦闘様相の変化を踏まえた旧式装備品の用途廃止、早期除籍、それから戦車、火砲の数量減、あるいは省人化、無人化装備の導入の加速化等によって所要人員の削減などの取組を推進することで、現在の自衛官総定数を維持したまま、防衛力の抜本的強化に対応していく」と説明した²³。なお、サイバー人材の確保について浜田防衛大臣は、陸海空自衛隊の学校における課程教育、部外の教育機関の活用、外部人材の活用などの取り得る手段を全て取るとした上で、最近の取組として、専門的知見を備えた優秀な人材の発掘を目的とした防衛省サイバーコンテストの開催や、国内各地から

¹⁸ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第7号8頁(2023.4.13)

¹⁹ 第211回国会第参議院外交防衛委員会会議録第19号 (2023.6.6) 増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

²⁰ 第211回国会参議院本会議録第18号 (2023.4.26)

²¹ 第211回国会参議院予算委員会会議録第3号31頁(2023.3.2)杉山真人防衛省大臣官房施設監答弁

²² 第211回国会参議院予算委員会会議録第3号31~32頁(2023.3.2)

²³ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第8号6頁(2023.4.14) 川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

有為なサイバー人材を採用するため自衛隊地方協力本部等で人材確保の要員を増員するなど幅広く人材を求める取組に努めていることを紹介し、外部人材の活用の促進についても柔軟な働き方が可能となる新たな自衛官の人事制度の整備を検討しており、体力面に関して緩和することも視野に検討を進めていると説明した²⁴。

(4) 防衛費の規模

国家安全保障戦略では、「自衛隊の体制整備や防衛に関する施策は、かつてない規模と内容を伴うものである。また、防衛力の抜本的強化は、一時的な支出増では対応できず、一定の支出水準を保つ必要がある」として、2027年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が2022年現在の国内総生産 (GDP)の2%に達するよう所要の措置を講ずると記載されている。その上で、防衛力整備計画において、2023年度から2027年度までの5年間における同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額を43兆円程度とするとされた。一方で政府は、同計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約費(43.5兆円程度)を防衛力整備事業として15の分野に分け、その配分案を示した。

(参考) 5年間の総事 2019中期 区分 分野 防衛力整 不見 (契約べ 備計画 スタンド・オフ防衛能力 約5兆円 約0.2兆円 統合防空ミサイル防衛能力無人アセット防衛能力 約3兆円 約1兆円 約0.1兆円 約1兆円 領域構断作戦能力 , ... サイバー 車両・艦船・航空機 約3兆円 約1兆円 2028年度以降の次 約6兆円 指揮統制·情報関連機能 約1兆円 約0.3兆円 期防衛力整備計画 【43兆円程度】 機動展開能力・国民保護 約2兆円 約0.3兆円 に繰り越される後 約2兆円 払い分(ローン) 弾薬·誘導弾 (他分野も含 【16.5兆円程度】 め約5兆円) 持続性·強靱性 約9兆円 装備品等の維持整備 (他分野も含 費・可動確保 め約10兆円) 約4兆円 施設の強靱化 約1兆円 【43.5兆円程度】 約0.4兆円 防衛生産基盤の強化 (他分野も含 め約1兆円) 約1兆円 既定分 研究開発 (他分野も含 め約3.5兆円 程度】 基地対策 約2.6兆円 約2.4兆円 教育訓練費 燃料費等 2023~2027年度 2028年度以際 (合計) 43.5兆円

図表 2 防衛力整備計画の経費構造と物件費の内訳

(出所) 今井和昌・藤川隆明「新たな国家安全保障戦略を踏まえた防衛力の抜本的強化-国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要-」『立法と調査』No. 453 (2023. 2. 8) 96頁

こうした政府の方針について、国会においては、防衛費を初めからGDP比2%にする 目的で所要経費を積み上げたのではないかとの指摘がなされたが、岸田総理は、防衛力の 抜本的強化の積み上げと併せて、これらを補完する取組として研究開発、公共インフラ整

²⁴ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)

備を始めとする総合的な防衛体制を強化するための経費等を積み上げた結果であり、GDP比2%にする目的で積み上げたとの指摘は当たらないとして否定した²⁵。なお、防衛財源確保法案の審査に際し、鈴木財務大臣は、歳出追加需要²⁶について、政府としてあらゆる行財政改革を進め、様々な工夫の中で所要の財源の4分の3を確保し、残りの4分の1については税制措置を講ずることによって確実に財源を確保して、防衛力の抜本的強化を進めたい旨説明した²⁷。

3. 自衛官定数と FMS調達に係る議論

国家防衛戦略においては、「防衛力の抜本的強化の実現に資する形で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、自衛隊の組織定員と装備の最適化を実施する」との方針が示されている。2023年2月10日、こうした防衛力の抜本的強化の方針等を具体化するため、防衛省設置法改正案²⁸が国会に提出され、衆参両院における審議を経て、同年4月14日の参議院本会議で多数をもって可決された。

(1)防衛省・自衛隊の体制整備に伴う自衛官の定数変更

自衛官の定数は防衛省設置法第6条において定められており、本改正法においては同条を改正し、自衛官の定数について、陸上自衛隊255人減、海上自衛隊121人増、航空自衛隊18人減、陸海空の共同の部隊144人増、統合幕僚監部8人増とすることとされている。

防衛省設置法第6条に定められる自衛官定数の変更を行う背景として、まず、サイバー領域における優位性を獲得することが挙げられる。浜田防衛大臣は、「サイバー領域における脅威が日々高度化、巧妙化する中で、防衛省・自衛隊のサイバー防衛力の向上は喫緊の課題」であるとの認識を示しており²⁹、本改正法によって陸海空の共同の部隊において増員される自衛官(144人)は自衛隊サイバー防衛隊³⁰の体制強化に充てられる。こうしたサイバー領域における人員体制を強化するための今後の方策について、浜田防衛大臣は、陸海空自衛隊から所要の定数を振り替えることにより、自衛官定数を変えずにサイバー関連部隊の拡充を実施しつつ、先述のとおり、陸海空自衛隊の学校における課程教育、部外の教育機関の活用、外部人材の活用などの取り得る手段を全て取る旨述べた。他方、システムの調達や維持運営等、システムのライフサイクルコストを通じてサイバーセキュリティー

²⁵ 第211回国会参議院本会議録第18号 (2023.4.26)

²⁶ 防衛力整備計画では防衛力整備の水準43兆円程度のうち予算総額を40.5兆円程度としており(この差額2.5 兆円程度のうち、1.6兆円は施設整備等の更なる加速化により捻出し、0.9兆円は決算剰余金が上振れた場合に充当するとしている)、政府はこの40.5兆円程度から2022年度防衛関係費5.2兆円の5か年(2023年度~2027年度)分である25.9兆円を差し引いた14.6兆円程度を歳出追加需要としている(財務省「令和5年度予算のポイント」6頁https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf (2023.7.12最終アクセス))。

²⁷ 第211回国会参議院財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第3号(2023.6.8)

²⁸ 本改正法の内容等については、奥利匡史「第211回国会法律案等NAVI『防衛省設置法一部改正法案』」『立 法と調査』No. 455 (2023. 4. 14) 51~53頁を参照されたい。

²⁹ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第3号2頁(2023.3.23)

³⁰ サイバー攻撃などへの対処を行うほか、陸海空自衛隊のサイバー関連部隊に対する訓練支援や防衛省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤の管理・運用などを担う。

を確保するために必要な業務に従事する隊員に対しては、各自衛隊の学校や部外の教育機関におけるサイバー教育、サイバーセキュリティーの基礎的知識を学ぶためのITリテラシー教育、サイバー関連の専門資格取得講座の受講支援などを行うとした³¹。

また、防衛力整備計画においては、「我が国の防空能力強化のため、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦32を整備する」とされており、本改正法によって増員される海上自衛官(121人)は、このイージス・システム搭載艦の導入に伴う体制整備に充てられる33。このイージス・システム搭載艦は、2020年12月18日の国家安全保障会議及び閣議の決定により、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)に替えて整備することとされたものであり、本改正法の審査においては、イージス・システム搭載艦とイージス・アショアの導入に要する関連経費にどの程度差異があるのかが問われた。これについて政府は、今後の細部設計を通じてイージス・システム搭載艦の船体建造費が精緻化されていくこと、防空機能、水上レーダー、通信システムといった米国からの調達による装備品のシステムインテグレーションに係る内容や経費について米国政府等と協議中であることを踏まえ、現時点でイージス・システム搭載艦の総経費を示せる段階ではない旨説明した。他方、イージス・システム搭載艦は常時持続的に日本全域を防護し得る体制の構築に貢献するものであり、引き続き、防衛力整備の一層の効率化、合理化の徹底を図りつつ、イージス・システム搭載艦の整備を進めていくとの考えを示した34。

さらに、浜田防衛大臣は、本改正法において統合幕僚監部の人員を増員することで、「米軍との連絡調整機能を整備するほか、サイバー分野における連携強化のために、サイバー国際訓練、演習機能を整備するなど、統合幕僚監部の体制強化を図る」と説明した³⁵。政府の統合運用体制強化の方針について、自衛隊の指揮系統に米軍が影響を及ぼすことになるのではないかとの懸念が示されたが、同大臣は、本改正法における統合幕僚監部の体制強化は日米間の連携を一層強化させるものであるとした上で、もとより自衛隊の全ての活動は米軍と独立した指揮系統により主体的な判断の下で行われるものである旨述べた³⁶。

(2) FMS調達に係る新たな枠組みの導入

有償援助(FMS: Foreign Military Sales)は、米国の安全保障戦略の一環として、同盟国等の米国政府が認める武器輸出適格国に限って防衛装備品や役務の提供を有償で行うものであり、1956年以降、日本はFMS調達による装備品の取得等を行っている。このFMS調達の課題について、会計検査院が参議院決算委員会からの要請(2018年6月)を受けて実施した検査の結果に関する報告書(2019年10月)において、品質保証・検査等の経費に充てるために付加される手数料である契約管理費の減免を米国から受けていない状

³¹ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第3号6頁(2023.3.23)

³² ロフテッド軌道や同時複数の弾道ミサイルに対応した高度な弾道ミサイル迎撃能力及び極超音速滑空兵器 等に対応する拡張性を有するものとされる。

³³ イージス・システム搭載艦導入に伴う2023年度の増員所要は140人であるが、海上自衛隊から共同の部隊や 統合幕僚監部に19人が振り替えられ、海上自衛官の定数の純増は121人となる。

³⁴ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第3号18頁(2023.3.23)川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

³⁵ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)

³⁶ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)

況が挙げられていた。こうした指摘などを踏まえて、日本政府は、米国政府との間で意見交換を行い、2023年4月に日米間の相互政府品質管理に係る枠組みについて署名に至った。なお、本枠組みの検討プロセスに相当な時間を要したのではないかとの指摘に対し、政府は、新型コロナウイルス感染症の影響による実地調査の遅れを要因の一つに挙げた37。

本改正法では、日米間の相互政府品質管理に係る枠組みに基づいた品質管理業務を実施することができるよう、地方防衛局の所掌事務を規定する防衛省設置法第31条第2項第1号に「国際協力に関すること」が追加された。本枠組みにおいては、米国が日本国内で装備品等を調達する場合や航空機の機体定期整備等のために日本企業と契約する場合の品質管理を日本(地方防衛局)が無償で行うこととなっている。一方、日本がFMSによって米国から装備品等を調達する際、米国が実施する品質管理に係る契約管理費の減免を受けられる。政府の説明によると、本枠組み署名以降のFMS調達の契約については、日本側が負担してきたFMS調達に係る品質管理費である本体価格の0.45%が減免される38。

本改正法の審査においては、契約管理費以外の一般管理費(FMSに係る人件費、施設費等の一般的な管理経費に充てるために付加される手数料)を低減する制度の状況についても質疑があった。これについて政府は、既に教育訓練のうち米国委託教育に係るケースについて一般管理費の免除を受けていることを説明した上で、そのほかに管理費を低減できる制度については承知していないと述べた。加えて、FMS調達に係る梱包費や輸送費については、米国政府や米国企業が行う輸送等に係る必要経費であり、低減制度を設けることができる費用ではないとの認識を示した39。

また、FMS調達に関するその他の課題として、先述の報告書 (2019年10月) において、出荷予定時期を経過しても防衛装備品等の納入が完了していない状況、納入されたが精算が完了していないことなどにより未精算額が多額に上っている状況などが指摘されていた。政府は、こうした課題の取組状況について、防衛装備庁とFMS制度を所管する米国の国防安全保障協力庁との間で、FMS調達の諸課題について協議する日米安全保障協力協議会合 (SCCM) を開催しており、全ての未納入、未精算のケースの個々の品目ごとの履行状況について米側に個別具体的に働きかけを行うことで、未納入額については近年減少傾向にある旨説明した。一方、未精算額については、FMS調達の予算額そのものが増加傾向ということもあり、横ばいか若干の増加傾向にあるとした40。なお、FMS調達の予算額が増加傾向にあること41について、浜田防衛大臣は「厳しい安全保障環境を受け、高性能な装備品について早期導入を求められる傾向にあり、結果としてFMS調達が増加しているが、これは、我が国を守るために必要不可欠な装備品の中にはFMSでしか調達することができないものがあるため」と述べた42。

³⁷ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)土本英樹防衛装備庁長官答弁

³⁸ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)土本英樹防衛装備庁長官答弁

³⁹ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第3号10頁(2023.3.23)木村次郎防衛大臣政務官答弁

⁴⁰ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)土本英樹防衛装備庁長官答弁

^{41 2023}年度予算におけるFMS調達の要求額は、1 兆4,768億円(契約ベース)であり、これは、2022年度予算の3,797億円(契約ベース)と比較して、約1兆971億円の増額となっている。

⁴² 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号(2023.4.13)

4. 他国部隊との協力促進に関する議論

(1) 日本として初となる円滑化協定の締結

2023年2月28日、日・豪部隊間協力円滑化協定(以下「日豪RAA」という。)の承認案件及び日・英部隊間協力円滑化協定(以下「日英RAA」という。)の承認案件に加え、両協定に係る国内実施法案が国会に提出され、衆参両院における審議を経て、同年4月28日の参議院本会議において多数をもって承認・可決された⁴³。

円滑化協定(RAA: Reciprocal Access Agreement)とは、一方の国の部隊が他方の国を訪問して共同訓練等を行う際の手続及び同部隊の法的地位等を定めるものである。日本における外国軍隊の法的地位等を定める協定としては、既に日米地位協定⁴⁴及び国連軍地位協定⁴⁵が存在するが、自衛隊と相手国軍隊の双方が日本又は相手国の領域において共同訓練等を行うことを前提として作成された協定は、日豪・日英RAAが初である。両協定について林外務大臣は、日豪・日英間の安全保障・防衛協力が更に促進され、ひいてはインド太平洋地域の平和と安定が強固に支えられることが期待されるとの見解を示した⁴⁶。

(2) 協定の適用対象となる協力活動

両協定は、その適用対象となる活動について、「両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるもの」と規定しており(第4条1)、適用対象となる具体的な活動の類型は条文上明示されていない。この点について、「協力活動」として具体的にどのような活動が想定されるのか、武力攻撃事態等も含まれ得るのかが問われた。林外務大臣及び浜田防衛大臣は、協定の適用対象となる協力活動については、各締約国が自国の法令、時々の状況や政策判断に基づき検討し、その都度、両締約国が相互に決定するものであるとした上で、武力攻撃事態等の状況において協力活動を実施することとなる可能性は協定上排除されていないとしつつも、日豪・日英間においてこれまでも活動実績のある共同訓練や災害救助といった活動が中心となるとの考えを述べた47。

従来、日本における自衛隊と外国部隊との共同訓練等の実施に際しては、その都度、相手国政府との協議の上、所要の事項(訪問部隊の入国、軍用機の領空通過等)について、個別の活動内容を踏まえ、両国間で外交ルートを通じた口上書の交換等を通じてあらかじめ確認するなどの方法で対処してきた。政府は、円滑化協定の締結による訪問部隊の入国に際しての手続の簡素化(査証の申請が不要となる)などを通じ、協力活動の実施に際しての調整が容易となり、部隊間の相互運用性の向上が図られることとなる旨の見解を示した⁴⁸。また、派遣国が発給する運転免許証による公用車両の運転等が認められること、武器

⁴³ 日豪・日英部隊間協力円滑化協定及び同実施法の内容等については、今井和昌・奥利匡史「豪州・英国との部隊間の共同運用・訓練の円滑化―日豪・日英部隊間協力円滑化協定及び同実施法案―」『立法と調査』No. 455 (2023. 4. 14) 3~12頁を参照されたい。

⁴⁴ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国に おける合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)

⁴⁵ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和29年条約第12号)

⁴⁶ 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号5頁(2023.3.29)

⁴⁷ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号(2023. 4. 25)

⁴⁸ 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号6頁(2023.3.29)船越健裕外務省アジア大洋州局長答弁

の輸送等の滞在中の活動に関連する事項や、訪問部隊の構成員等が関係した事件、事故発生時の対応等が事前に明確になることなどにより、協力活動の実施に当たっての予見可能性を高めることができるとの期待を示し、これまで以上に頻繁に、多くの部隊要員を伴う協力活動の実施が可能になるとの見解を示した⁴⁹。

(3) 刑事裁判権、死刑制度

両協定は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対する刑事裁判権の行使について、派遣 国と接受国の裁判権が競合する場合、派遣国部隊の公務執行中の事案又は専ら派遣国部隊 のみに係る事案については、派遣国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、それ以外の 事案については、接受国が裁判権を行使する第一次の権利を有する旨規定している(第21 条)。ここでいう「公務執行中」について政府は、「訪問部隊の構成員又は文民構成員とし て、法令や規則、上官の命令又は軍の慣習によって要求され又は権限付けられる全ての任 務又は勤務を執行中であること」を意味しており、こうした考え方について、日豪、日英 間で一致していると答弁し50、その上で、仮に公務執行中であるか否かについて双方の認識 が早期に一致しない場合、合同委員会51において協議し、適切に対応していく旨述べた52。 また、接受国が裁判権を行使すべき事案において、派遣国によって被疑者の身柄が一時 的に確保されている場合に、被疑者の身柄がどの時点で接受国側に引き渡されるのかが問 われた。政府は、起訴前であっても被疑者の身柄は接受国側に引き渡されることになると 明言した53。この点に関し、両協定の附属書等が、日本を訪問して協定上の協力活動を行っ ている豪州軍又は英国軍の構成員等による公務外での事件によって、被疑者に死刑が科さ れ得る十分な可能性がある場合には、豪側、英側が協定上一般的に負っている被疑者の逮 捕、引渡しや捜査の実施等についての援助義務を免除されることとしつつ、日本国内にお いて、日本の警察が被疑者の逮捕等の警察権を行使するに当たり、豪側、英側はそれを妨 害してはならない旨を規定していることの意味が繰り返し問われた。政府は、日本国内に おいて豪州軍又は英国軍の構成員等が死刑を科される可能性がある罪を犯した場合であっ ても、日本の警察は引き続き当該被疑者の逮捕を含む必要な捜査を行うことになり、当該 罪が日本の裁判権に服する罪に当たる場合には、日本の裁判所の判決により死刑が科され ることは否定されていないと説明した⁵⁴。その上で、様々なケースがあり得ることを念頭 に、合同委員会における協議を行うことを含めて、個別の事案に即して日本として最善の

⁴⁹ 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号16頁(2023.3.29)三浦潤防衛省防衛政策局次長答弁

⁵⁰ 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号17頁(2023.3.29)船越健裕外務省アジア大洋州局長答弁等

⁵¹ 両協定において、「この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協 議機関として、合同委員会を設置する」と規定されている(第27条 1)。

⁵² 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号17頁(2023.3.29)船越健裕外務省アジア大洋州局長答弁等。なお、日本が接受国となる場合、上司の命令や公式行事への出席であっても、車両の運転者が飲酒をしていた場合には、飲酒運転の事実をもって、豪州又は英国が裁判権を有するような公務執行中の事案に当たらないものとして日本側が裁判権を行使すべき事案となるとの点につき、日豪、日英間で確認しているとされる(第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号(2023.4.27)岩本桂一外務省大臣官房審議官答弁)。

⁵³ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号(2023.4.25)岩本桂一外務省大臣官房審議官答弁等

⁵⁴ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第5号29頁(2023.4.6)岩本桂一外務省大臣官房審議官答弁等

方策について判断することになるとの考えを示した⁵⁵。

なお両協定は、接受国において、接受国の法令を尊重し、協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である旨規定している(第3条)。この点について政府は、国際法上、一般に、受入れ国の同意を得て当該受入れ国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入れ国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられているとした上で、同時に、当該外国軍隊及びその構成員等が受入れ国の法令を無視してよいということではなく、国内法令を尊重することは一般国際法上の義務であるといった考えを踏まえ、同規定が置かれている旨答弁した56。

(4) 今後の円滑化協定の見通し等

豪州及び英国以外の国との円滑化協定に係る交渉について問われた林外務大臣は、同種の協定の交渉を行っている国はないとした上で、フランスとの間で部隊間の共同運用、演習のための手続を改善するための恒常的な枠組みを構築する可能性について、また、フィリピンとの間で両国の共同訓練等を強化、円滑にするための更なる枠組みを含む方途について、それぞれ検討を進めているところであると答弁した⁵⁷。また浜田防衛大臣は、日本の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であるとの認識を示し、円滑化協定等の制度的枠組みの整備を進め、多角的、多層的な防衛協力、交流を積極的に推進し、自由で開かれたインド太平洋の実現に努めていきたいと述べた⁵⁸。

このほか、訓練等で米国に派遣中の自衛隊の法的地位を定める協定の必要性についても問われたが、浜田防衛大臣は、これまで米国における自衛隊の法的地位を定める協定がないことにより支障が生じたことはない旨述べつつ、派米訓練時の人員の展開や装備品の輸送をより容易とすることを含め、自衛隊の活動の円滑化に資するような方策としてどのようなものがあり得るかについて不断に検討するとの意向を示した⁵⁹。

5. 防衛産業の基盤強化に関する議論

戦略三文書において、防衛生産・技術基盤は、「防衛力そのもの」と位置付けられた。国家防衛戦略では、他に手段がない場合の国による製造施設等の保有の検討や、基金による官民一体の防衛装備移転推進等が記載され、防衛力整備計画では、様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティー強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行うことや、サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実

⁵⁵ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号(2023.4.25)岩本桂一外務省大臣官房審議官答弁

⁵⁶ 第211回国会衆議院外務委員会議録第5号5頁 (2023.3.29) 船越健裕外務省アジア大洋州局長答弁

⁵⁷ 第211回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第 1 号28頁 (2023. 2. 20)

 $^{^{58}}$ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第 5 号24頁(2023. 4.6)

⁵⁹ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第5号12頁(2023.4.6)

施することが記載された。2023年2月10日、これらを具体化する開発生産基盤強化法案⁶⁰が 国会に提出され、衆参両院における審議を経て、同年6月7日の参議院本会議において多 数をもって可決された。

(1) 政府の防衛産業に対する認識及び政策の方針

政府は、防衛産業で企業の撤退が相次ぐ背景について、昨今の企業経営では、キャッシュフローが重視され、高い利益率が求められる傾向にある中、防衛事業は、高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で、収益性が低く、また、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待できないなど、事業としての魅力が乏しく、加えて、サイバー攻撃やレピュテーションリスクなど多様な課題があるとの認識を示したが。その上で、本法律は、平素よりプライム企業から下請企業に至るまで防衛産業界と緊密に意見交換をした上で作成したものであり、現状を改善するためには本法律の措置が不可欠である旨述べら、基本方針のとして国内基盤強化を行う旨述べたが。一方で、本法律が、汚職や腐敗につながる旨の指摘については、法律に規定された施策は、競争力の前提となる公平性、公正性に配慮しつつ実施し、同時に、予算審議等を通じた国会の関与がや実施状況の開示も確保されており、指摘は当たらないとしている。なお、附則には、法律施行後5年をめどに内容を見直す規定があるところ、政府は、防衛力整備計画がおおむね5年を区切りとしたことを踏まえたが、年限に縛られず政策を随時見直すことは当然としたが。

(2) 財政支援措置、金融支援措置及びサプライチェーン調査

本法律では、企業に対する財政支援措置が規定されており⁶⁸、その前提として、防衛大臣が、支援の対象となる装備品等を指定する必要があるところ、政府は、法律施行後⁶⁹可能な限り速やかに指定を行い、計画の認定から措置まで円滑に行われるよう努めるとした⁷⁰。また、防衛装備庁は、2022年度までに、戦車、護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機、ヘリコプター、

⁶⁰ 本法律の内容等については、藤川隆明「第211回国会法律案等NAVI『防衛省が調達する装備品等の開発 及び生産のための基盤の強化に関する法律案』」『立法と調査』No. 455 (2023. 4. 14) 54~56頁を参照されたい。

⁶¹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁶² 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁶³ 防衛装備庁のウェブサイトによれば、本法律に基づき防衛省が定める基本方針は、現在、案文が示され意見 公募中である〈https://www.mod.go.jp/atla/hourei_dpb.html〉(2023.7.12最終アクセス)。

⁶⁴ 国内基盤を重視している例として、大幅増額された2023年度予算でも、物件費全体の8割程度が国内向け予算であるとされる。また、防衛産業の将来像については、企業が新規の参入、投資を活発に行い、十分な生産力と国際的にも高い技術を有すること、企業にとって魅力となる将来性、収益性が十分なこと、様々なサプライチェーンリスクへ適切に対応することといった、力強く持続可能な状態となることを期待すると答弁された(第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)浜田靖一防衛大臣答弁)。

⁶⁵ 国による施設等保有の制度(本文5.(4))は、2023年度予算に事業費を計上しておらず、本制度を新たに 適用する場合やその期間を延長する場合は、あらかじめ必要な予算を国会で審議することとなる(第211回国 会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁)。

⁶⁶ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁶⁷ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁶⁸ サイバーセキュリティー強化に関しては、減税措置を始め追加的な措置が、今後の実施状況を踏まえつつ、 必要性を含め不断に検討される(第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁)。

⁶⁹ 本法律の関係条文は、2023年10月1日から施行となる。

⁷⁰ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

戦闘機、レーダー、誘導弾、弾薬等の69品目の、任意のサプライチェーン調査を実施しており、今後、これらを参考に検討を進め⁷¹、必要に応じて部品も指定するとしている⁷²。この点、デュアルユース技術を用いた装備品等であっても、専ら自衛隊の用に供するものであり、自衛隊の任務遂行に不可欠であること等の要件を満たしている場合は、指定することが想定される一方、半導体などの民生品の製造基盤強化は本法律の対象ではなく、指定は考えていないとした⁷³。なお、財政支援を受ける企業は、防衛大臣から装備品安定製造等確保計画の認定を受ける必要があるが、認定の可否の理由は、各種措置の実施によって対処すべき装備品等の製造等のリスクの所在を推察されるおそれがあるとして公表されない⁷⁴。一方で、財政支援措置に係る契約に関する情報は、財務大臣通知の「公共調達の適正化について」に基づき、自衛隊の任務遂行能力に関する弱点を追跡されるおそれがない範囲で、契約の相手方や契約金額などに係る情報の公表を原則行うとされた⁷⁵。

また、日本政策金融公庫による、資金貸付に係る配慮規定について、政府は、特に中小・小規模事業者に寄り添った丁寧な対応が取られるよう規定したとし、防衛産業特有の長期資金の需要に応える融資制度の創設も公庫や関係当局と議論しているとした⁷⁶。

さらに、本法律には、企業の回答を努力義務とするサプライチェーン調査が規定されておりその実効性が問われた。政府は、本法律により調査の根拠や政府の守秘義務が明記されることで、企業が安心して回答できる環境が整い、調査に回答した企業が本法律に基づく様々な取組の対象になることも回答の動機付けになる「ことしているが、調査を有償とすることを含む追加的な措置が必要かについては、今後、本法律に基づく調査を実施した結果を検証し、不断に検討する旨述べた。なお、政府は、調査の回答に係る情報は、厳格な管理の下、防衛生産・技術基盤の維持強化の施策の検討に用いることは想定されるとした。あわせて、政府は、サプライチェーンリスクへの対応は我が国のみで完結するとは考えておらず、米豪を始めとする同盟国や同志国等との間で、お互いのサプライチェーンについて理解を深め、相互補完を目指すことも重要であるとし、さらに、当該調査によって得た情報は、他国の防衛産業等の脆弱性を把握する場合にも参考になり得るとしている。

(3)装備移転の円滑化

本法律では、事業者が海外に装備移転するに当たり、仕様等の調節に係る助成金を交付するための基金⁸¹が創設される。基金の管理は、全国を通じて1個の装備移転支援法人に任

⁷¹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁷² 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号 (2023.6.1) 萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁

⁷³ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁷⁴ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁷⁵ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号(2023. 4. 27)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁷⁶ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023. 5. 26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁷⁷ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁷⁸ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁷⁹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁸⁰ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁸¹ 基金には2023年度に400億円、同年度以降5年間で0.2兆円が積算されているが、政府は、具体的内容は明かせないが、諸外国から引き合いを受けている、艦艇、航空機、レーダー等の案件を積み上げた旨述べている

せられるが、政府は、相当規模の資金を準備し、弾力的に対応するには、複数の法人は適切ではないと考えたとした。加えて、同法人は公募によって指定されるが、審査基準について、経理的能力や技術的能力等が挙げられた一方、企業側と資本・人的関係を持つことを禁止する規定は、答弁の時点では存在しないとされた⁸²。さらに、毎年度、同法人からの事業報告を義務付け、防衛省が意見を付して国会に報告することとなるが、報告の国会での取扱いは、国会が判断するものとの見解が示された⁸³。

このほか、装備移転と憲法の平和主義との関係も問われた。政府は、本法律は我が国の防衛に必要となる装備品等について、その的確な調達を行うため、装備品等の開発及びその生産のための基盤を強化するために必要な措置や制度を定めるものであり、これは憲法の平和主義にのっとったもので、憲法第9条や憲法前文において宣明している平和主義に反するものではないとした上で、同9条はいわゆる戦力の不保持や武力の行使について規定するものであり、装備品の移転それ自体が同条に直接関係するものではないとした84。

その上で、防衛装備移転三原則は、我が国や国際社会の平和と安全の維持を期するとともに、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図る外国為替及び外国貿易法の運用基準を定めたものであり、憲法第9条も含め、それ自体が憲法上の問題はなく、当然、憲法の平和主義の精神にのっとったものであり⁸⁵、戦略三文書策定後の防衛装備移転三原則の見直しに関する議論⁸⁶においても、平和国家としての基本理念を堅持することに変わりはない旨述べた⁸⁷。さらに、政府は、防衛装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的な手段となる旨述べている⁸⁸。

(4)装備品等を製造等する施設の国による取得

本法律における、国が施設等を取得する措置について、政府は、米国を含め諸外国の例も参考に制度の在り方を検討した旨述べ⁸⁹、また、国が取得するのは、製造施設、土地、設備に限られ⁹⁰、当該施設で装備品等を製造する事業主体は民間企業であり、従業員の確保や管理も民間企業が自身で行う必要があり、民間企業そのものを国有化するわけではない旨、また、国が取得する前提として、当該施設等を使用し装備品等を製造する事業者の存在が必要である旨述べた⁹¹。なお、国の施設等の取得は、5.(2)記載の各措置や5.(3)記

⁽第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号(2023.4.21)土本英樹防衛装備庁長官答弁)。

⁸² 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁

⁸³ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁸⁴ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)浜田靖一防衛大臣答弁

⁸⁵ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)浜田靖一防衛大臣答弁

⁸⁶ なお、国家安全保障戦略に、「三つの原則そのものは維持しつつ、」との記載はあるが、これは、防衛装備移転三原則という文書全体の中で、一字一句変えないという意味ではない旨の答弁がある(第211回国会衆議院安全保障委員会議録第8号9頁(2023.4.14)浜田靖一防衛大臣答弁)。

⁸⁷ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁸⁸ 第211回国会参議院本会議録第26号 (2023.5.26) 浜田靖一防衛大臣答弁

⁸⁹ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁹⁰ 制度の趣旨に合う範囲内で、国が取得した後、指定装備品の製造施設等の増設もあり得るとされる(第211 回国会衆議院安全保障委員会議録第10号(2023.4.21) 萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁)。

⁹¹ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

載の装備移転円滑化措置などの本法律第2章で規定する措置等を講じてもなお他に企業が 安定的な製造等を図る手段がない場合に可能とされ、この点、政府は複数の例を示した⁹²。

また、本法律に、国による保有に係る年限は規定しない一方、取得した施設等について、 国は早期譲渡に努める旨規定された⁹³ところ、譲渡の前提として、施設等の買手が実際に現 れるのかが問われた。政府は、防衛関連企業の適正な利益を算定する仕組みの導入等によ り、防衛事業の魅力化にも取り組んでおり、買手が現れることを期待するとしている⁹⁴。な お、管理委託の契約期間は、製造される装備品等の製造期間などを踏まえ、個別具体的に 判断していくとし、製造施設等の管理委託契約の期間満了前に施設等を買い受けて装備品 等の製造等を行う事業者を公募し、国の保有が常態化しないためのあらゆる可能性を検討 するとした⁹⁵が、公募に応募する事業者がいない場合、事業者との管理委託契約を新規締結 又は更新し、装備品等の製造等を引き続き行わせるとした⁹⁶。

(5)罰則(刑事罰)

政府は、近年、安全保障環境が厳しさを増す中、サイバー攻撃のリスクや諸外国との装備品等の共同開発の進展に伴い、これまで以上に装備品等の情報管理の徹底が必要となっているため、装備品等に関する情報を取り扱う契約事業者の従業者に対しても守秘義務を法定化した上で、故意に情報漏えいをした場合の罰則を設け、従来からの契約に違反した場合の事業者に対する違約金と、当該刑事罰により、これまで以上の保全強化が図れるとしている⁹⁷。なお、装備品等に関する情報を取り扱う場合、下請事業者の従業員も守秘義務が課され、本法律で守秘義務が課されると見込まれるのは、事業者数では140社程度、これらの事業者で装備品等秘密を取り扱う従業者数は15,000人程度とされる⁹⁸。また、罰則規定により、企業が撤退するとの懸念には、政府は、従来から、契約事業者に対して、各種保全措置に加え、従業者への保全教育などを通じ、装備品等の情報については厳格な取扱いが必要なことが十分認識されており、引き続き丁寧な説明を行っていくとしている⁹⁹。

(くつぬぎ かずひと、ふじかわ たかあき、おくり まさふみ)

⁹² 政府が示した具体的なケースは、①装備品等の製造等からの事業撤退に際し、自ら指定装備品製造施設等を所有するリスクを負わないのであれば、装備品等の製造等の事業を行える防衛産業が存在する場合、②事業承継先の防衛産業が存在するものの、撤退に係る現在の指定装備品製造施設等が耐用年数を経過し、老朽化しており、承継先の事業者がこれを新規取得することは困難なため国が新規に建設する場合、③指定装備品製造施設等が事故や災害で消滅し、防衛産業による復旧のめどが立たない場合に国が新規に建設する場合などであるが、政府は、個別具体的に検討していくことが必要としている(第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁)。

⁹³ 他方で、政府は、装備品等の安定的な製造等の確保を目的としており、これに支障を生じてまで早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課してはいないとの趣旨を、念のために本法律第33条に規定した旨述べている(第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号(2023.4.27)土本英樹防衛装備庁長官答弁)。

⁹⁴ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁹⁵ 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(2023.6.1)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁹⁶ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号(2023.4.27)浜田靖一防衛大臣答弁

⁹⁷ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁

⁹⁸ 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号(2023. 4. 27)土本英樹防衛装備庁長官答弁

⁹⁹ 第211回国会参議院本会議録第26号(2023.5.26)浜田靖一防衛大臣答弁